

岡山エコ事業所(一般事業所)の募集

岡山県では、循環型社会の形成を推進するため、再生品の購入・使用等のグリーン調達などに積極的に取り組んでいる事業所を「岡山エコ事業所」として認定しております。県下の事業所のみなさん、是非ご応募ください。

- 1 対 象 県内の事業所
- 2 認定基準 次の4項目全てを実施していること。
 - ①ISO14001 の取得等環境管理システムの構築
 - ②再生品等の環境にやさしい物品の購入等グリーン調達の実施
 - ③環境管理システムの構築の状況、グリーン調達の調達方針・実施状況等について、環境報告書等による公表
 - ④生活環境保全関係法令等の遵守
(詳しくは裏面を参照してください。)
- 3 申請方法 所定の申請書と関係書類を、県の循環型社会推進課に提出してください。
申請書は、県庁循環型社会推進課、各県民局環境課などで配布しているほか、岡山県循環型社会推進課のホームページからもダウンロードできます。
- 4 認定方法 申請内容が認定基準に満たしているかを審査します。
※ 必要に応じ現場確認する場合があります。
- 5 認定期間 5年間(認定日から5年を経過した年度の末日まで)
なお、期間中でも認定基準に適合しなくなった場合には、認定が取り消される場合があります。

認定を受けると

- ・事業所に認定証と認定銘板を交付します。
- ・県は、認定事業所の先進的な取り組み状況を各種の媒体を通じて公表し、県民や事業者の皆さんに環境にやさしい企業として積極的にPRします。
 - 県の環境イベントでのPR
 - 県のホームページへの掲載
 - 県の広報紙によるPR
 - 新聞紙面等買上げによる広告など

問い合わせ先等

- ・岡山県環境文化庁循環型社会推進課(〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6)
TEL: 086-226-7306 FAX: 086-224-2271
ホームページ: <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>

岡山エコ事業所(一般事業所)認定基準

次表に掲げる4項目の基準に適合していることが必要です。

基 準	
1	環境管理システム 次の内容を含む環境管理システムが構築されていること。 ・環境方針の策定 ・環境管理責任者と環境管理組織体制の設置 ・環境関連法規制の把握と遵守 ・環境目的、目標、計画の策定、点検、見直し ・従業員に対する環境教育の実施、訓練 ・定期的な内部監査の実施 ・ISO14001等の第三者認証を取得していることが望ましいですが、これ未取得していても、上記の6項目の基準の内容を含んだ環境管理システムを自社で構築していても適合します。
2	グリーン調達 グリーン調達が実施されていること。 (1) 調達方針を策定し、その方針に基づいた調達を行っていること。調達方針は、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類(特定調達品目)及びその判断基準、特定調達品目の調達目標等について定めていること。 (2) 特定調達品目については、岡山県再生品の使用促進に関する指針に掲げる6分類の品目(※)のうち3以上の品目について設定していること。 (3) 調達の実績については、前年度(又は前事業年度)の調達実績を特定調達品目ごとに集計していること。 ・特定調達品目については、岡山県再生品の使用促進に関する指針に定める判断基準を満たしたものである必要があります。
3	環境報告書 環境管理システムの構築の状況、グリーン調達の調達方針及び調達実績をとりまとめた内容の環境報告書等を作成し、定期的に公表していること。 ・事業者の事業年度と合わせて毎年1回公表されることが望まれます。
4	関連法令遵守 生活環境保全関連法令を遵守していること。 ・遵守とは生活環境保全関連法令に基づく行政処分を過去3年間受けていないことです。

※ 岡山県再生品の使用促進に関する指針に掲げる6分類の品目

県は、岡山県循環型社会形成推進条例に基づいて岡山県再生品の使用促進に関する指針を定めており、その中で使用を促進すべき再生品として次の6分類を指定しています。詳しくは県循環型社会推進課に照会いただくか、又は表面のホームページをご覧ください。

①紙類 ②文具類 ③機器類 ④制服等 ⑤資材(公共工事関係資材) ⑥その他